

木更津市健康増進センター
指定管理者募集要項

平成26年7月

木更津市市民部健康推進課

木更津市健康増進センター指定管理者募集要項

木更津市健康増進センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

木更津市健康増進センター

(2) 所在地

木更津市潮浜3丁目1番地

- (3) 敷地面積 15,419.18㎡（ソフトバンクモバイル携帯基地局130.2㎡除く）
平成26年度中に潮浜歩道橋及び国道への歩行者通路は、いきいき館の管理ではなくなるため、
管理面積は減少する予定

(4) 施設概要

ア 屋内温水プール棟

・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨平家建

・延面積 1,894.40㎡

・竣工 昭和63年3月28日

・施設内容 (1) 屋内温水プール

25mプール（FRP製、7コース、水深1.1m～1.3m）

幼児用プール（FRP製、75㎡、水深0.5m）、すべり台

洗眼スペース、足洗い場、シャワー室、洗体槽

更衣室、ロッカー、更衣ブース、シャワー室、トイレ、身障者トイレ

監視員室、倉庫、採暖室

機械室、機械監視室、電気室、倉庫

貯水槽（屋外）、オーバーフロー水循環ろ過装置（屋外）

(2) 事務室

事務室、職員更衣室、休憩室、給湯室、医務室

(3) 供用施設

ホール、受付カウンター、トイレ、身障者トイレ、廊下、フリースペース

イ 機械トレーニング棟

・構造 鉄筋コンクリート造平家建

・延面積 746.23㎡

・竣工 平成元年3月28日

・施設内容 機械トレーニング室、更衣室、リラックスホール、ふれあいの間（和室20帖）
相談室（和室8帖）、スタジオ、トイレ、給湯室、ホール、廊下、渡り廊下、倉庫

ウ 駐車場

・収容台数 門扉内 40台（うち身障者用3台）
門扉外 26台

エ 自転車置場

- ・構造 アルミ製
- ・面積 12.58㎡
- ・竣工 平成2年9月25日
- ・収容台数 30台

オ 休憩所

- ・構造 木造スレート葺平屋建
- ・延面積 67.07㎡
- ・竣工 平成2年9月25日
- ・施設内容 トイレ、倉庫

カ 東屋

- ・構造 木造スレート葺平屋建
- ・延面積 25㎡
- ・竣工 平成2年3月26日

(以下参考)・・・平成26年度中に管理を要しなくなる構造物(予定)

キ 潮浜歩道橋

- ・構造 鋼製単純合金H桁、アルミ製高欄
- ・延長 橋梁部28.5m、取付部42.8m、幅員2m

ク 歩行者通路(潮浜歩道橋から国道への歩行者用通路)

- ・延長 (概ね)11m、幅員2.5m

2 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料

- (1) 指定管理業務に係る経費は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に、各四半期最終月に分けて支払います。

指定期間総額371,428千円(消費税及び地方消費税相当額込み)以内

なお、上記金額は、今後見込まれる消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正(8%→10%)による変動額を加味して設定しております。同法の改正によって消費税等額に変動が生じた場合は、市は、同法の施行日以降の指定管理料に相当額を加減して支払うものとします。

ただし、指定管理料は上記総額を上限とし、額の変更等は市と指定管理者との協議により定められるものとします。

- (2) 指定管理者は、管理業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料と利用料金の収入によって賄うものとします。

ただし、指定管理内に料金改定を実施し、利用料金収入に増減が生じた場合は、その額を指定管理料から加減して支払うものとします。

- (3) 指定期間総額を上限額とし、この額を上回る応募は、失格となりますので注意してください。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成18年木更津市条例第17号)等に定めるところにより、木更津市健康増進センターの使用に供すること。

- (2) 木更津市健康増進センターの運営及び維持管理をすること。
- (3) 木更津市健康増進センターの利用料金に関すること。

5 応募資格

- (1) 健康増進施設及び温水プール等の管理運營業務に関する知識と経験を有し、当該施設を適正に管理運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。

なお、個人で応募することはできません。

- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の団体等は構成員とする。）。

- (3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの

ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

エ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしているもの

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当するもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体

キ 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）である団体又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与している団体

ク 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている団体

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している団体

コ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している団体

サ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている団体

シ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの

ス 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの

6 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布場所

木更津市市民部健康推進課（保健相談センター 2 階）

〒292-0067 木更津市中央1-5-18

(2) 配布期間及び配布時間

平成26年7月15日（火）から7月25日（金）まで（土日は除く）

午前8時30分から午後5時まで

(3) 郵送による配布

ア 郵送を希望する場合は、400円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市市民部健康推進課あてに請求ください。

イ ファックス、電子メール等による配布は行いません。

7 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 「応募書類一覧（別紙1）」のとおり。

イ 木更津市が受領後は、応募書類の内容を変更することはできません。

(2) 受付場所

木更津市市民部健康推進課（保健相談センター 2 階）

〒292-0067 木更津市中央1-5-18

(3) 受付期間及び受付時間

平成26年8月22日（金）から8月29日（金）まで（土日は除く）

午前8時30分から午後5時まで

(4) 応募方法

ア 応募は、持参又は郵送に限ります。

イ 8月29日（金）午後5時までに必着とします。

(5) 募集内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付時間

平成26年8月1日（金）から8月7日（木）まで（土日は除く。）

午前9時から午後5時まで

※8月7日（木）午後5時までに必着とします。

イ 質問の方法

「質問書及び質問回答送付依頼書（別紙2）」により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで行ってください。

ウ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

エ 質問への回答予定期日

質問への回答については、質問の回答送付依頼書を提出した者に対して平成26年8月13日（水）頃に行う予定です。

(6) 追加書類の提出

木更津市が必要と認めるときは、(1)アで定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

ます。

(7) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認めるときは、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(8) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認めるときは、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(9) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(10) 費用の負担等

ア 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 応募書類は、返却しません。

(11) 現地見学会の開催

対象施設の現地見学会を以下のとおり開催しますので、希望する団体は「現地見学会参加申込書（別紙3）」に必要事項を記入のうえ、郵送、ファックスのいずれかで申込を行ってください。

ア 開催日時：平成26年8月4日（月）午前10時から（受付：午前9時30分から）

イ 開催場所：木更津市健康増進センター（木更津市潮浜3丁目1番地）

ウ 参加人数：各団体2名以内とします。

エ 申込先：問合せ先に同じ

オ 申込締切：平成26年7月29日（火）

カ 用意するもの：スリッパ

8 指定候補者の選定

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する「指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」による審査の結果、順位1位となった者とします。審査に当たり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。

なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め該当者なしとする場合があります。

イ 応募者が現在指定管理者として指定されている1団体だけであった場合は、簡易審査とします。簡易審査では、「指定候補者選定審査項目（別紙4）」の選定基準ごとに可否を評価し、選定委員の半数以上が可と判断した場合に、指定候補者となります。

ウ 選定委員会の結果に基づき、木更津市長が指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、平成26年11月下旬までの予定です。

イ 選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(3) 木更津市議会の議決等

ア 木更津市は、地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を木更津市議会に上程し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候

補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市健康増進センターの管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

- ① 上記アの議案について、木更津市議会が否決したとき。
- ② 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
- ③ 上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

9 公租公課の取扱

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課、償却資産にかかる固定資産税は市役所資産税課に、県税については木更津県税事務所（TEL 0438-25-1110）へ問合せください。

なお、指定管理者として指定された者は、指定管理を行う施設を事業所として、必ず木更津市に法人市民税の届出を行ってください。

10 指定期間内の改修工事

現在、休館を伴う改修工事等の予定はありません。

ただし、施設や設備の老朽化や災害による故障や破損により、安全が確保されないときなどは、一定期間休館する可能性があります。

その復旧に係る期間、営業ができないなどの場合は協議のうえ方針を決定します。

11 利用者数・利用料金などの決算状況

平成25年度にトレーニングルーム拡張のための工事を実施しました。

このため、平成25年11月下旬から平成26年3月31日まで、トレーニング棟を閉鎖しています。

また拡張工事に伴い、平成26年度から新たにトレーニング室等287.5㎡が増床となっており、実際に管理する面積が純増となっています。

(1) 過去三年間の入場者数

年度	来場者数	利用料金収入
平成23年度	90,356人	21,169,200円
平成24年度	91,786人	23,114,600円
平成25年度	91,683人	22,535,300円

(2) 平成25年度の支出額

人件費	34,526,987円
光熱水費	32,301,394円
その他の経費	11,390,390円
計	78,218,768円

12 その他

(1) 上記1から5までに掲げる事項の詳細については、「木更津市健康増進センター指定管理者に関する仕様書」のとおり

- (2) 指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- (3) 選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。
- (4) 指定管理業務において、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用促進を図るよう努めてください。

12 問合せ先

〒292-0067 木更津市中央1-5-18

木更津市市民部健康推進課（保健相談センター2階）

TEL 0438-23-1300

FAX 0438-25-1350

電子メールアドレス kensui@city.kisarazu.lg.jp